
東アジアの歴史と動態

漢代における軍費推算の資料と方法

——軍事費の定量的把握のための覚書——

藤田高夫

The Resources and Method to Estimate Military Expenditures
in the Han Period

FUJITA Takao

This paper discusses some historical resources and method to estimate military expenditures in the Han period. As a first example, the author examines a campaign by the Han dynasty against the Tibetan tribes during 61-60 B.C. Secondly, he analyses a method to conduct calculations of the military cost using item of expenditure. Then, he examines an estimation of number of soldiers in the Han period. As a conclusion, the author emphasizes the risk of military campaign against the imperial finance in contradistinction to standing force.

キーワード：軍事費、対外遠征、常備兵力、財政

はじめに

国家の重要な事が「祀と戎」すなわち祭祀と軍事にあるとする認識は、中国に限らず古代古代国家に共通してみられる認識であった。しかし、軍事力の担い手が社会の上層部に限定され、軍事負担が権利の証しであった初期段階から、それが義務として広く一般庶民にまで拡大されるようになると、軍事行動に必要なコストを従軍者にもっぱら求めるのではなく、国家が支弁する部分が大きくなつた。そしてその支出が時として国庫を破綻させ王朝の衰亡を招くことがあるのは、歴史上何度もくり返された事象である。

中国古代の漢王朝についても、それは同様であり、とくに前漢王朝の武帝時代、匈奴との戦争をはじめとする連年の大規模な対外遠征が、潤沢だった国家財政を傾け、それが均輸・平準、塩鉄専売などの財政政策を必要としたことは、もはや常識であって、高等学校の歴史教科書が等しく記述するところである。

ところが、こうした軍事費が具体的にどれくらいの額であり、国家財政にとってどれほどの負担であったのか、つまり軍事費の定量的把握の試みは、「常識」であるにもかかわらず必ずしも精力的に為され

てきたわけではない。その理由は何よりも史料的制約にある。古代国家に統計資料の欠如を歎いても無益であるが、史書を注意深く検討すると、きわめて断片的ではあるが、軍事費を定量的に把握するための資料が存在することに気づく。

にもかかわらず、これまでそうした試みが少なかったのは、断片的材料をどのように蓋然性のある全体像にくみ上げていくか、という方法論の未成熟に因るところが大きいのではなかろうか。本稿は、中国古代国家における軍事費を考えるために、現時点での問題を整理し、軍事費の解明のための方法と視点を検討することをめざすものである。

1. 趙充国伝にみる遠征軍の費用

何らかの軍事的要請によって遠征軍が派遣される場合、まず把握すべき基礎的数値は、遠征の規模と期間である。通常、史書の記載では、「歩騎五千人を将いる」「士卒数万人を出す」など、動員された兵力の記述は多くが漠然としており、コスト算出の基礎的数値として用いるには不十分である。また遠征の期間についても、同様に漠然とした記載がほとんどである。しかし例外的に、前漢後半の宣帝時代、神爵元年（前61）～二年（前60）に起こった羌族の反乱鎮圧に際しての趙充国の遠征は、動員数を比較的詳細に算出することができる¹⁾。かつて論じたものではあるが、行論の都合上、軍事費の算出の一例としても一度ここに概略を示しておく。

【動員数】

『漢書』卷69・趙充国伝によれば、この時の遠征軍はさまざまな部隊がそれぞれに動員され、単独部隊として編成されたのではなく、それぞれが別個に行動する混成軍であったことが知れる。以下、部隊ごとに動員数（概数）を示す。

a. 趙充国自身の本隊	一〇, 〇〇〇人
許延寿の部隊	一〇, 〇〇〇人
b. 趙卬の増援部隊	二, 〇〇〇人
c. 八校尉らの追加部隊	二, 〇〇〇人
d. 諸郡からの動員	六〇, 〇〇〇人
e. 義渠安国の部隊	三, 〇〇〇人

計 八七, 〇〇〇人

1) 藤田高夫「趙充国伝小考—漢代における軍事費の定量的把握の可能性—」『関西大学東西学術研究所創立六十周年記念論文集』、関西大学出版部、2011年、181-200頁。

【行軍日数】

上記の部隊は、神爵元年の正月から5月までの間に逐次動員され、撤退した時期も同じではない。『漢書』卷8・宣帝紀および趙充国伝などの記述からは、これらの部隊が実際に動員されていた期間を推定することができる²⁾。

神爵元年	神爵2年		延べ数（人×月）
正月	→ 翌年2月	e. 義渠安国	四二, ○○〇人月
4月	→ 翌年5月	a. 趙充国	一四〇, ○○〇人月
同	→ 翌年2月	許延寿	一一〇, ○○〇人月
5月	→ 翌年2月	b. 趙卬	二〇, ○○〇人月
同	→ 翌年2月	c. およびd.	六二〇, ○○〇人月
計			九三二, ○○〇人月

【軍糧】

趙充国の遠征に必要とされた軍糧数については、幸いに同伝に具体的な数値が示されている。それによれば、彼が率いた士卒および牛馬の食糧穀物として毎月一九九、六三〇斛³⁾、塩は一、六九三斛、菱藁は二五〇、二八六石、という必要量が得られる⁴⁾。

次いで、この遠征全体で消費された軍糧数を算定するわけだが、方法は二つある。まず上記の毎月の食糧穀物に月数をかけることが想定される。ただし、【行軍日数】で指摘したように、部隊によって動員期間が異なるため、単純な積算をすることができない。一九九、六三〇斛という数値は、ある時期での趙充国配下の部隊が消費する軍糧だからである。そこでもう一つの方法、すなわち士卒一人あたりの一月の消費量を算定し、それに延べ人月を乗ずるという方法が考えられる。

一人あたりの一月の糧食消費量は、趙充国伝では2種類の数値を見いだせる。一つは「二斛四斗」、もう一つは「二斛六斗六升」⁵⁾である。後者はその根拠となる人数がはっきり示されているので、こちらを採用する。塩については、一人一月三升（=〇.〇三斛）という数値が趙充国伝にはっきり見え、居延漢簡などでもほぼ同程度の数値が現れるので、三升で問題ない。

2) 前稿ではこの延べ数の総計値を誤っており、ここで訂正する。

3) 趵充国伝には一頭の馬が運搬できる一月分の糧食は、米（脱穀した穀物）ならば二斛四斗、麦ならば八斛とする記述がある。これを毎月の士卒の糧食一九九、六三〇斛と併せて考えると、八三、一七九人分となる。先に推算した総動員数と比べると、一〇、〇〇〇人はほど少なくなることが問題となる。しかし上述の毎月の糧食量は「臣の将いるところの吏士馬牛」という限定があり、一〇、〇〇〇人は趙充国自身の指揮下にない部隊であると考えれば大きな齟齬にはならない。

4) 軍馬および輸送用の牛馬の食である菱藁については、一頭あたりの量を算定することは極めて難しい。この遠征での牛馬の総数が不明だからである。

5) 「二斛六斗六升」という数値は、趙充国が騎兵の動員を罷めて全て屯田兵に切り換えることを上奏した折に出てくるもので、「一〇、二八一人で用斛は月に二七、三六三斛」、一人あたりに換算すると2.66斛となる。

軍馬などの糧食は、これに費やされた飼料穀物も算定しなければならないが、それを求めるための史料は見いだせない。菱藁については、上述のようにおよそ二五万石（重量単位）という数値が示されている。これは一月あたりの消費量であり、一頭につきどれほどの量が必要だったのかは、軍馬数が確定できないため算出が難しい。また支給対象は軍馬の他に輸送用牛馬も含まれるはずだが、その数も不明である。そこで、概数を得るためにひとまず騎馬部隊が動員されていた神爵元年5月から翌年2月までの一〇カ月間で、先ほどの菱藁を消費したものとして算出することとする。

糧食 二斛六斗六升×九三二, ○〇〇人月=二, 四七九, 一二〇斛

塩 ○. ○三石×九三二, ○〇〇人月=二七, 九六〇石

菱藁 二五〇, 二八六石×一〇月=二, 五〇二, 八六〇石

【軍事費の概算】

これらを一括して軍事費として把握するためには、「錢換算」をする必要がある。そのためには、それぞれに「単価」を推定しなければならない。その詳細は前稿に譲り、結果だけを示すと、糧食としての穀物は一斛一〇〇錢、塩は一石五〇錢、菱藁は一石三〇錢と推定される。以上で得られた数値をもとにして、一年余におよぶ趙充国の西羌遠征で費やされた軍事費を概算してみる。

糧食 一〇〇錢×二, 四七九, 一二〇斛=二四七, 九一二, ○〇〇錢

塩 五〇錢×二七, 九六〇石=一, 三九八, ○〇〇錢

菱藁 三〇錢×二, 五〇二, 八六〇石=七五〇, 八五八, ○〇〇錢

総計 一, ○〇〇, 一六八, ○〇〇錢

すなわち、約一〇億錢が出撃から帰還までの軍事行動に要した費用ということになる。ただし、これは「行って帰る」だけで必要とされる費用に過ぎない。このほかに損耗した兵器の補充、輜重部隊の荷車や輸送用牛馬の徵發など、輜重部隊の装備費用などが必要であったことは当然であるが、それについて趙充国伝は推定の手がかりとなる記述を残していない。

ところで、この趙充国の遠征に要した費用について、次の記述がその総額を示唆していると考えられる。元帝の初元元年（前48）に南越の地にあった珠厓郡で反乱が起り、鎮圧に手間取ったため、同三年（前46）に賈捐之の上言で珠厓郡の放棄が決定された。その上言のなかでこう述べている。

私が思いますに、往時の羌族反乱の鎮圧について申しますと、軍隊を派遣してから一年もたたず、部隊兵が千里も行かないうちに、四十億あまりを費やすこととなり、大司農の錢は尽きてしまったため、少府の禁錢をもって遠征をなんとか続行させました。（『漢書』卷64下・賈捐之伝）

すなわち、この趙充国の遠征に要した総費用は四〇億錢を超える規模であったというのである。とこ

ろが、これまでの検討で導かれた総費用は約一〇億錢で、その四分の一にすぎない。賈捐之の言が誇張でないとするならば、如上の議論には大きな見逃しがあったことになる。それは何であろうか。動員数と単価から積み上げていく算出方法には限界があるということであろうか。それを議論するために、これまでの軍事費に関する先行研究を検討してみよう。

2. 軍事費の費目別推算

軍事費を支出の面から論じたものは決して多くない。その中で、短篇ではあるが多くの論点を含むものとして、余徳栄氏の「秦漢軍事経済問題初探」⁶⁾論を取り上げてみよう。余氏は黃今言氏の分類に従つて軍事支出を以下のように大別する⁷⁾。

- (1) 養兵費 (2) 武器装備費 (3) 辺防工程費 (4) 戰争費 (5) 軍功賞賜費
- (6) 安葬撫恤費 (7) 帰降費

(1) 養兵費：軍官の俸給と兵士の糧食衣料を供給する費用を指している。周知のように、漢代の兵制は義務兵役であり、徵集された兵士に俸給が支給されることはない。俸給支給の対象となるのは軍官である。軍官への俸給支給について、余氏は桓譚『新論』の記述を根拠に、前漢宣帝以降の文武百官の俸給支出を約20億錢とし⁸⁾、軍官の占める割合を全体の三分の一と見積もって、軍官の俸給を毎年約7億錢と算定している。

糧食については、漢簡等の記載から、士兵の一日の食糧を米（脱穀した穀物）5升、塩を毎月3升として、一年間で約3千錢とする。算定の具体的根拠は示されていないが、食糧支給量は辺境の戍卒の場合、未脱穀3石3斗3升ほど、脱穀すると2石が一月の支給量であり、一日あたり約6.7升となって、氏の想定する5升はそれよりもやや少ない。

衣料については、兵士一人に袍・单衣・襲・袜・履を支給するとして、当時の一般物価から一人約2千錢と考え、糧食費と併せて一人年間5千錢ほどが必要であったとする。穀物価格や衣料の価格の算定根拠は示されていない。

(2) 武器装備費：秦漢時代には、武器装備は中央および各郡で武器が製造され武庫に貯蔵された。中央の少府属下の考工室での費用だけでも6千万ほど必要で⁹⁾、地方での製作分も併せると、年間3億錢に達

6) 『五邑大学学報（社会科学版）』第12巻第1期、1998年、57-62頁。なお余氏の所説の枠組は、馬大英『漢代財政史』（中国財政経済出版社、1983年）と重複する部分が多い。

7) 黃今言『秦漢軍制史論』（江西人民出版社、1993年）、第十章「軍事費用」、326-332頁。

8) 「桓譚新論曰、漢定以來、百姓賦歛、一歲爲四十餘萬萬、吏俸用其半、餘二十萬萬、藏於都内爲禁錢。少府所領園地作務之八十三萬萬、以給宮室供養諸賞賜。」『太平御覽』卷627・治道部第8所引。

9) 『漢書』卷72・貢禹伝に「三工官官費五千萬、東西織室亦然。」とあり、顏師古が「三工官謂少府之屬官、考工室也、右工室也、東園匠也。」と注する。これに従えば、武器製造にあたる考工室の費用は単純に考えれば5千万の三分の一、1千6百万あまりとなるが、余氏は6千万としている。

したとする¹⁰⁾。

(3) 辺防工程費

塹堀・塹堡などの軍営拠点、駅亭などの連絡施設、築城、戦時の濠の掘削や架橋などの工事費。「数百巨万」に達する。

(4) 戰争費：やや奇異な名称であるが、実際に作戦が行われた際に生じる支出を指している。前漢・元帝期の西羌遠征で40億錢¹¹⁾、後漢・安帝期には14年間の西羌平定で240億錢、順帝期には7年間で80億錢、靈帝期には2年間で44億錢ほどの費用が必要とされた事例が示される¹²⁾。単純に平均すれば、外征には1年10億～20億錢ほどの軍費が必要されるわけである。

(5) 軍功賞賜費：軍事的功績に対して漢王朝は「爵位」の授与の他に、金錢による報償を与えた。それぞれの身分と功績に応じて、黄金などで高額を支給されるものから錢を賜与されるものまでさまざままで、金額も大きな幅があった。これについては、別稿で論じたことがある¹³⁾。

(6) 安葬撫恤費：戦死者を帰葬するための棺・衣衾など葬具の費用、および遺族への弔慰金。葬具は約3千錢と見積もるが、弔慰金は戦死者の身分などに応じて幅があった。

(7) 帰降費：漢に投稿してきた者への賞賜金である。君長クラスには侯などの身分と食邑が与えられることもあったが、それのみならず金錢も身分に応じて賜与された¹⁴⁾。

余氏は以上のように漢代の軍費を概観しているのだが、いくつかの問題を指摘することは容易である。まず、如上の軍事費は、常備兵力の維持のために必要な経常的支出と、対外遠征などによって必要とされる臨時的情報が混在しており、個々の費目を合算したところで、軍事費がどれほど国家財政にとって大きな負担であったのかを把握することは出来ないということである。

また、費目の総額を推算する上で、定数（たとえば穀物単価など）となる数字の根拠が十分に議論されておらず、目についた数字を適宜採用している観が否めない。もちろん、それを推算するに足る十分な資料が残されていないことは認めねばならないが、それならばさまざまな傍証を積み重ねながら、蓋然性の高い数字を求める態度を取るべきであろう。本稿第1節では、一年あまりの趙充国の遠征費用を、ほぼ10億錢と推算したが、この数字が全くの的外れでないことは、上記費目のうち（4）戦争費に見られる対外遠征の事例が、一年で10億～20億錢であったことから傍証される。穀物価格などは時代による変動が大きく、その点への目配りがないのは惜しまれる。

10) 「3億錢」の根拠は不明である。

11) これは余氏の誤解であろう。西羌反乱は宣帝期にも元帝期にも起こっているが、賈捐之伝に見られる「40億錢」は元帝・初元三年（前46）の上言中の言葉であり、元帝期の西羌の反乱はその後に起こった事件である。

12) 『後漢書』列伝55・段熲伝「伏計永初中、諸羌反叛、十有四年用二百四十億、永和之末、復經七年、用八十餘億。費耗若此、猶不誅盡。」とあり、また同伝に靈帝・建寧初年における段熲の東羌遠征について「凡百八十戰、斬三萬八千六百餘級、獲牛馬羊驥驢駝四十二萬七千五百餘頭、費用四十四億、軍士死者四百餘人。」とある。

13) 藤田高夫「漢簡中に見える軍功賞賜について」『古代文化』第45巻第7号、1993年、27-35頁、および同「漢代の軍功と爵制」『東洋史研究』第53巻第2号、1994年、33-54頁。

14) 前註「漢簡中に見える軍功賞賜について」参照。

さらに、かかる軍事費がどの時点で実際の支出となるのかについても考えてみる必要があろう。つまり、武器や軍馬などすでに備蓄されているものを使用し、事後に欠損を補填するために支出されるものと、不足軍糧の購入など軍事行動と同時にあるいは事前に支出されるものがあり、それが必要な軍事費支出としてどの時点で顕在化するか、という点についての考察はまだなされていない。

3. 総兵力数の推定

次に胡宏起氏の「漢代兵力論考」¹⁵⁾を取り上げる。この論文は、漢代の総兵力数それも遠征に際して臨時に編成される部隊ではなく、恒常に保持されている兵力数を推算しようとしている点で、非常に挑戦的な業績である。以下、胡氏の所論を整理しよう。

(1) 中央軍の兵力

周知のように、前漢の長安に存在する中央軍は大きく分けて、郎中令（光祿勲）の率いる郎官からなる皇帝の侍衛軍、衛尉に率いられ京師の宮門を守衛する衛士の軍（南軍）、中尉（執金吾）に率いられ京師内を警護する軍（北軍）の三つがあった¹⁶⁾。これら三つの中央軍は、郎中令の軍、衛尉の軍、中尉の軍の順に、皇帝および京師を同心円状に防衛する構造になっていた。

このうち郎中令配下の侍衛軍には定数はなく、多いときには千人に達した。武帝の時に羽林・期門の兵が増置され、これにも定数はなかったが、期門兵だけで千人に達することもあった。これらを要するに、武帝時代には郎中令（光祿勲）の擁する兵力は2千人ほどであったと考えられる。

次に衛士の兵数について。衛士は郡国からの徴集され、一年交替で京師の宿衛に上番するものである。武帝の初年にそれまで2万人であった衛士を半分の1万人に減じたことが知られるが¹⁷⁾、その後また増加したようであり、宣帝期には4万5千人を超えていたと考えられる¹⁸⁾。

中尉（執金吾）の兵力は明確な記載が史書に見られない。濱口重國氏は、衛尉の軍より若干少なかつたであろうと推測し¹⁹⁾、胡氏も4万～5万人としている。

これ以外に武帝時代に、北軍に校尉の軍営が増設されている。胡氏は、中壘校尉・屯騎校尉・歩兵校尉・越騎校尉・長水校尉・胡騎校尉・虎賁校尉・射声校尉の8校尉を挙げ²⁰⁾、後漢の領兵数を参照して各校尉700人、計5千600人と推定している。

15) 『歴史研究』1996年第3期、29-40頁。

16) 前漢の中央軍については、濱口重國氏が詳論している。濱口重國「前漢の南北軍に就いて」『池内博士還暦記念東洋史論叢』、1939年、および同「両漢の中央諸軍に就いて」『東方学報』（東京）第10冊ノ2、1939年。ともに濱口重國『秦漢隋唐史の研究』（上）、東京大学出版会、1966年に所収。

17) 『漢書』卷6・武帝紀、建元元年条。

18) 『漢書』卷73・韋玄成伝に「用衛士四万五千一百二十九人」という数値が見える。

19) 前註の濱口論文「両漢の中央諸軍に就いて」の注（七）および注（八）。

20) 濱口重國氏は、このうちの中壘校尉は北軍の監視にあたるものであり、他の7校尉とは別の扱いをしている。前註の濱口論文「前漢の南北軍に就いて」。

同じく武帝時代の征和2年（前91）には城門校尉が設置され、長安の十二城門を守衛している。その兵数を示す史料はないが、胡氏はやはり後漢の例を引いて総数3千人と推定している。

以上をまとめると、時期による変動はあるが、武帝以降の中央軍は、郎中令・衛尉・中尉に諸校尉を併せて、10万人を超える規模に達していたことが導かれる。

これが後漢に入ると、中央諸軍の規模は大幅に縮小される。詳細はすでに濱口重國氏らが論じたところであるが²¹⁾、胡氏も後漢の中央兵力を約1万2千人前後と推定している。

（2）郡国兵の兵力

地方の常備軍と言うべき郡国兵は、徵兵年齢にある成年男子から徵集された。その兵数は郡国によつてそれぞれ定まっていたと考えられるが、それをうかがわせる史料は残念ながら存在しない。つまり如上の中軍の兵力については、史書に散見する数値を考証することでそれなりに妥当なものを見いだすことが可能であったのに対して、郡国兵についてはその方法を探ることが出来ないのである。

まず漢の徵兵制度からして、不分明な部分がある。衛宏『漢旧儀』の有名な記事、「民年二十三為正、一歲為衛士、一歲為材官騎士、習射御騎戰陣」の解釈も（断句も含めて）議論が分かれるのは周知のとおりである。本稿ではその議論に立ち入ることは避け、胡氏の論にしたがって、郡国兵の兵力の算定を考えていくこととする。

胡氏は『漢書』食貨志のなかの、これも有名な董仲舒の言「已復、為正一歲、屯戍一歲、力役三十倍於古」と先の『漢旧儀』をあわせ、「為衛士」「屯戍」は京師に宿衛すること、辺地を屯戍することで期間は一年、「為材官騎士」「為正」は郡国兵となることでこの期間も一年、とする。そうならば、全国の軍役適齢の男子人口が推定できれば、全国の郡国兵の総数を推算することが可能となる。

軍役義務のある男子人口の推算には、まず全人口数が必要となるが、そのような統計数値は『漢書』地理志に見える元始二年（西暦2年）の戸口数値が初出であって、前漢を通じて見通すことは極めて難しい。また、全人口が判明したとしても、そのうち軍役適齢の男子人口を推算するためには、年齢構成比をうかがわせるデータがあればよいが、そのような数値は見いだせない。そこで胡氏は、以下のような推算方法を探っている。

まず、葛劍雄氏の研究をもとに²²⁾、前漢武帝が即位したころの全人口を約3500万人と推定する。このうち軍役適齢人口を5分の2と考える。その根拠は、「今、農夫五口の家、其の役に服する者、二人を下らず」²³⁾という晁錯の言で、一家5人のうち2人が服役年齢であると考えるのである。そうすると、3500万人の5分の2、つまり約1400万人が軍役可能な男子人口となる。

次に、このうちどの程度が実際に軍役に服したかを考える。そのためには軍役の開始年齢・停止年齢を知る必要があるのだが、前漢一代に限っても時期による違いがある。胡氏は武帝時期の軍役年齢を20

21) 前註の濱口論文「兩漢の中央諸軍に就いて」、および同「光武帝の軍備縮小とその影響」『東亞学』第8輯、1943年。前掲濱口書に所収。

22) 葛劍雄「西漢人口考」『中国史研究』1981年第4期。

23) 『漢書』卷24上・食貨志上。

歳から56歳²⁴⁾としたうえで、この37年間のうち1年を郡国兵として服務するとすれば、毎年平均約42万人が郡国兵であったとする。また元始二年の戸口統計による総人口約5900万人にもとづけば、約70万人となり、前漢の武帝時代以降の郡国兵数は42万人から70万人程度であったと結論づける²⁵⁾。

後漢に入ると、郡国兵が大幅に縮減されたことはよく知られている。光武帝の建武六年（西暦10年）に郡国兵を管轄していた都尉の官が廃止され、翌年には「國に衆軍有り、並びに精勇多し。宜しく且に輕車・騎士・材官・樓船士及び軍仮吏を罷め、還りて民伍に復せしめん」という詔がでて、これが郡国兵の廃止を意味するものと考えられてきた。ただし辺郡においてはなお都尉が置かれつづけたので、辺郡には郡国兵が維持されていたとも考えられている。胡氏は辺郡の郡国兵を後漢での辺郡の動員事例から4千～5千と見積もり、辺郡の数を36郡として、後漢の郡国兵数を14万4000人と推定する。

（3）辺防軍の兵力

ここでいう辺防軍とは、辺郡に置かれた部都尉の管轄する兵力（戍卒）と農都尉の指揮下にある屯田兵（田卒）、および属国都尉の率いる兵力を指している。辺境の戍卒の総兵力を推算する上で大きな困難は、郡国兵の場合と異なり、軍役適齢期の男子のうちどれくらいの割合が戍卒として徵発されたかを推定しがたいところにある。先に引用した董仲舒の言「已復、為正一歲、屯戍一歲、力役三十倍於古」をそのまま受け取れば、1年の辺境勤務が義務であったとも考えられる。しかし、如淳が「更賦」に対して付した注「天下人皆直辺戍三日、亦名為更、律所謂徭戍也。雖丞相子亦在戍辺之調。不可人人自三日戍、亦行者當戍自三日、不可往便還、因便往一歲一更。諸不行者、出錢三百入官、官以給戍者、是謂過更也」にあるように、3日の義務であったものを300銭を出すことによって免れ、1年の辺戍に当たる者に支給するという運用が為されていた。

また宣帝の五鳳四年（前54年）には「以辺塞亡寇、減戍卒什二」²⁶⁾という大幅な戍卒縮減が実施されている。すなわち、辺防軍の兵力は義務としての定数がないのであり、軍役適齢人口から算定する手法は採ることが出来ないのである。

そのため、胡氏は部都尉の数とその領兵数からこれを算出しようとする。氏は『漢書』および居延漢簡などの資料から、前漢の部都尉数を56とする。ついで、陳夢家氏の研究に依拠して、居延漢簡にみえる居延都尉に下部機構として5つの候官、肩水都尉にも5つ候官があったことを踏まえ、さらに1候官あたりの吏卒数を約500人と推定する。そうすると1都尉あたりの吏卒数は約1500人となり、全56部都尉の総計は8万4000人となる。属国都尉についてもほぼ同数の吏卒数を擁するとみなし、8属国都尉で約1万2000人と推定しているようである。

農都尉管下の田卒数に関しては、推算の根拠にすべき資料がほとんどない。農都尉の総数についても『漢書』および居延漢簡からは張掖郡と北地郡あわせて4つの農都尉名を見いだすのみであるが、これ以

24) 軍役開始年齢を17歳あるいは23歳とした時期もある。停止年齢については、無爵者は60歳。

25) すぐに気づくように、軍役可能年齢の1400万人のうち、37分の1（37年間のうち1年）が郡国兵として徵集されたとすると、その数は約37万8000人であって、42万人とは4万人あまりの差異がある。元始二年の人口数から導かれる70万人も同様に研鑽すると約63万8000人で、これも10%ほどの食い違いが出る。これについての胡氏の説明はない

26) 『漢書』卷8・宣帝紀。

外の存在も当然想定すべきである。そこで胡氏は、武帝の元狩四年（前119年）「漢、河を渡り朔方より以西、令居に至るまで、往往にして渠を通じ、田を置き、官吏卒五六万人」²⁷⁾の記事をもとに、朔方から令居までを含む11郡の屯田兵数を5万～6万として、これをまず西北辺境の屯田吏卒の総数と考える。そして、部都尉・属国都尉・農都尉の領する辺防兵力を15万人程度と推算している²⁸⁾。

後漢に入ると、郡国の都尉が廃止されたのと併せて、辺郡の部都尉も削減されたようである。史書に現れる部都尉数が激減することがそれを示している。また部都尉から属国都尉に改編された場合もあって、胡氏は後漢の部都尉・属国都尉を併せて17とし、その平均を1都尉1000人と見積もって、領兵総数を1万7000人程度と推算する。その他、西域都護関係の兵力を併せても、後漢の辺防軍兵力は2万4000人まで縮小したと考えている。

(4) 漢代の常備兵力数

胡氏はこのほかに属国（漢に帰属した異民族居住区）の兵力も前漢で4万、後漢で11万と推定した上で、以下のようにまとめている。

	前漢	後漢	備考
中央軍	10余万	1.2万	前漢は武帝及びそれ以後の数字
郡国兵	42万～70万	14.4万	遠征には100万近くを動員
辺防軍	15万	2.4万（最小）	前漢は武帝期の数字、元鼎年間には60万に達し、宣帝期には2万まで減少
属国兵	4万	11万	後漢は和帝以降減少
合計	71万～99万	29万	

以上、胡宏起氏の所論から見えてくるのは、常備兵力算出の史料的困難である。兵力数をうかがわせる史料自体がそもそも少ないと加え、兵力数に言及した資料を付き合わせていくと、時期による大きな変動の存在が顕在化し、通時的に把握することが極めて難しくなる。また、兵力数推算の基礎となる人口数について漢王朝全体をカバーするものとして参照可能なものが、『漢書』地理志の元始二年の戸口数しかないこと、さらにそこから徵集可能な兵力数を推算するにしても、漢代の兵役制度そのもののがなお不分明なために、方法的に貫徹した推算ができないという問題が生じる。したがって、別の観点を用いて兵力数を算定してみると、全くちがった数字が出てくる可能性が存在する。たとえば前漢後半の辺防軍兵数について、武帝時代には80万～90万、王莽期には50万、後漢では20万～30万で、これらは全国の総兵数の30%ほどにあたる、という見解もある²⁹⁾。

ここでは言及しなかったが、「郡国兵」にしても、一年の義務兵役として徵集された兵士がそれにあたるとして、彼らが「材官・騎士」と同じものなのか、あるいはそれとは別に一定の訓練を受けた軍人としての材官・騎士を想定すべきなのかも、なお未確定の部分を含んでいる。

27) 『史記』卷110・匈奴列伝。

28) ただし、これも時期による変動が大きい。たとえば『史記』卷30・平準書には元鼎六年（前111年）の記事として「初置張掖・酒泉郡、而上郡、朔方、西河、河西開田官、斥塞卒六十万人戍田之」とあって、少なくとも60万人が辺防軍として配されていたことを記す。

29) 黄今言・陳曉鳴「漢朝辺防軍の規模及其養兵費用之探討」『中国経済史研究』1997年第1期。

ところで、こうした「兵力数」を「軍事費」の側面から見たときに何が問題となるであろうか。義務兵役として徵發された兵士には、俸給が支払われたとは考えられないから、彼らに対するコストとしては、糧食・衣服・装備（武具・備品）が主たるものであったろう。常備兵力である以上、その維持のための以上の経費はほぼ計算可能で、財政上の恒常的支出として把握されていたはずである。つまり、軍事的情勢の許す限りという条件のもとではあるが、常備兵力の維持に必要なコストは本来的に調整可能なはずなのである。宣帝時代に、匈奴との関係が安定したことをうけて、辺防軍が大幅に縮小されたことはそれをよく物語る。後漢初期の軍備縮小も、辺境の反光武政権勢力を除けば国内的安定の目処がついたことの反映であろう。

そうすると、国家財政にとっての軍事費問題の核心はどこに存在するのであろうか。

4. 小結——財政と軍事コスト

如上のように、常備兵力の維持コストは定量的把握が原理的には可能である。それがどれほどの額であったのかを算出するには現在至らないが、財政上の負荷が問題になった場合には、その削減のための方策を探ることは容易だったはずである。例えば、新規に常設の特殊部隊の設置が決定されたとして（実際に武帝期にはそれが頻発したわけだが）、初年度あるいは数カ年を経過すれば、その恒常的コストは定量的に把握できたであろうし、その額が大きければ、他の経費の圧縮あるいは増税などによる增收など、対応策を講じることはあったろう。翌年に必要とされる糧食や衣服をストックとして準備しておくことは当然であろうし、装備の損耗による補給量もあらかじめ算定しておくことは出来る。さらにまた常備兵力は「有事に備える」ことが主たる任務であるから、実際の戦闘の発生による損失とその補填はほとんど表面化しない。要するに、恒常的コストは財政運営上、対応不能となるのを避けうる性質の問題なのである。

畢竟、軍事費が問題となるのは、予定されずに発生した軍事行動、すなわち反乱鎮圧や対外遠征のコストということになる。戦時において動員される兵力の中には、史書に頻見するように無頼の徵募や刑徒の従軍など臨時に加えられる者もあったであろうが、その基幹部分は常備兵力であったろう。こうした常備兵力は、本来は何も事が無くても維持コストを要するものであり、戦時だからといって維持費が急に膨らむわけではない。糧食や武装などは恒常的コストを大幅に超えるものではなかったと考えられる。

ただし、遠征の場合には、兵站の問題が生じる。遠征軍が必要とする物資は、出発時にそれを調え行軍とともに輸送する場合もあれば、行軍中に各所で補給を受けながら目的地を目指す場合もあったろう。時には必要量の確保のために一定量を買い入れることもあったかも知れない。ただいすれにせよ、戦闘員のほかに輜重部隊がともなわなければ兵站の維持は不可能である。その輜重部隊が力役の一種として徵發によってまかなわれたのか、あるいは雇傭によるのか、判然としないが、その数は戦闘員の数倍かに及ぶこともあったであろう³⁰⁾。長期・長距離になればその負担は増大する。

30) 米田賢次郎「秦漢帝国の軍事組織」『古代史講座 第5（古代国家の構造 下（財政と軍事組織）』、学生社、1962年、

また実際の戦闘が行われた場合に、人的・物的損耗は平時の比ではない。戦死者への弔慰金はあったかもしれないが、武器の損耗は戦死者以上の数に及んだはずである。また騎馬部隊であれば、軍馬の損失はその後の補給の困難を併せ考えると、膨大な損失となつたであろう。馬の価格はこれも時期によつて変動が大きいが、武帝期には一匹20万銭にまで高騰したことがある。校尉クラスの率いる騎馬部隊の規模を5000騎程度とすると、これだけで10億銭の「簿価」となる。

戦闘による損耗は、その勝敗とは関わりがない。戦闘に勝利しても、そのために失ったものが大きければ、その分だけコストは跳ね上がる。さらに勝利を収めた場合には、軍功に対する報償が必然的にともなうであろう。武帝時代の対匈奴遠征で、衛青・霍去病らが莫大な賞賜を受けたことは史書の語るところであり、その配下の部将から兵卒に至るまで勝利への報償があったはずであるから、戦闘は勝っても高くつくものであった。また敵対していた勢力が投降・帰順してきた場合にも多額の賞賜が与えられた。そしてこうした膨大なコストは、軍事行動を開始する時点では予測不能の部分がほとんどである。本稿の冒頭で試算したように、遠征の規模と期間によって、「行って還る」のに必要な経費が算定可能であるが、それ以外のコストは実際に戦闘行為が終わつてみないと把握できない。

ところで、一つの軍事遠征に要したコストが定量的に把握できるのはどの時点であろうか。遠征の「決算」が可能となるのは、それに関係する支出が確定するのを待たねばならないから、軍事行動が集結してから数年を要したのではなかろうか。現物や金銭によって即時に支出されるもののほか、欠損分の補填には数年の時間がかかることが想定されるからである。一つの軍事遠征にどれくらいのコストがかかるかは、経験的にはわかつっていたであろう。前述の通り、規模にもよるが、おおまかにいえば1年で10億銭は必要であった。実際の戦闘行為による損耗がこれに加わるわけであるから、勝敗にかかわらず予測不能のコストが付加されることを想定しなければならない。冒頭で検討した趙充国対羌遠征において、趙充国が実際の戦闘に入ることには終止慎重であり、対峙の姿勢をとつて羌族側の内部崩壊をまとうとしたのは、彼が実戦によって軍事費がふくれあがることを、武人としてよく承知していたことの証しかもしれない。そのように考えてみれば、武帝時代に連年のように匈奴への遠征をくり返したことの異常さが、初めて現実として理解できるのである。

《参考文献》（本稿で直接言及しなかったものを含む）

- 濱口重國 「前漢の南北軍に就いて」『池内博士還暦記念東洋史論叢』、1939年。
- 濱口重國 「両漢の中央諸軍に就いて」『東方学報』（東京）第10冊ノ2、1939年。
- 濱口重國 「光武帝の軍備縮小とその影響」『東亞学』第8輯、1943年。いずれも同氏『秦漢隋唐史の研究』（上）、東京大学出版会、1966年に所収。
- 藤田高夫 「漢簡中に見える軍功賞賜について」『古代文化』第45巻第7号、1993年。
- 藤田高夫 「漢代の軍功と爵制」『東洋史研究』第53巻第2号、1994年。
- 藤田高夫 「趙充国伝小考—漢代における軍事費の定量的把握の可能性—」『関西大学東西学術研究所創立六十周年記念論文集』、関西大学出版部、2011年。

- 米田賢次郎「秦漢帝国の軍事組織」『古代史講座 第5 (古代国家の構造 下 (財政と軍事組織))』、学生社、1962年。
- 殷 琦 「論漢代軍事支出」『地方財政研究』2011年第1期。
- 葛劍雄 「西漢人口考」『中国史研究』1981年第4期。
- 胡宏起 「漢代兵力論考」『歴史研究』1996年第3期。
- 黃今言 『秦漢軍制史論』、江西人民出版社、1993年。
- 黃今言・陳曉鳴「漢朝辺防軍の規模及其養兵費用之探討」『中国経済史研究』1997年第1期。
- 周礼芳・羅奇清「漢代軍事財政的淵源及其發展階段」『江西師範大学学報 (哲学社会科学版)』第39卷第1期、2006年。
- 上官緒智 「秦漢時期軍費開支、籌措与管理問題研究」『南都学壇 (人文社会科学学報)』第25卷第6期、2005年。
- 馬 怡 「漢代の諸賦与軍費」『中国史研究』2001年第1期。
- 馬大英 『漢代財政史』、中国財政経済出版社、1983年。
- 范香立 「試析漢代河西戍辽軍隊的糧草供給問題」『淮北煤炭師範学院学報 (哲学社会科学版)』第30卷第6期、2009年。
- 余从榮 「秦漢軍事経済問題初探」『五邑大学学報 (社会科学版)』第12卷第1期、1998年。
- 余从榮 「試探漢代軍費的籌措」『五邑大学学報 (社会科学版)』第3卷第4期、2001年。
- 劉 軍 「兩漢軍事後勤比較研究」『咸陽師範学院学報』第26卷第1期、2011年。
- 劉 軍 「漢代軍隊後方勤務工作述略」『長春師範学院学報 (人文社会科学版)』第30卷第6期、2011年。

附記：本稿は「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）挑戦的萌芽研究 課題番号25580160 中国古代における軍事費計量化の試み（研究代表者：藤田高夫）」による研究成果の一部である。